

昭和四十一年法律第二百一号
中部圏開発整備法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 削除（第三条—第五条）
- 第三章 國土審議会の調査審議等（第六条・第七条）
- 第四章 中部圏開発整備地方協議会（第八条）
- 第五章 中部圏開発整備計画（第九条—第十二条）
- 第六章 中部圏開発整備計画の実施（第十三条—第二十二条）
- 附則

第一 章 総則

（目的）

この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「中部圏」とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。
 2 この法律で「中部圏開発整備計画」とは、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため必要なことにより指定された区域をいう。
 3 この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。
 4 この法律で「都市開発区域」とは、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。
 5 この法律で「保全区域」とは、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、第十六条第一項の規定により指定された区域をいう。

第二章 削除

第三条から第五条まで 削除

（国土審議会の調査審議等）

第六条 國土審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通大臣の諮問に応じ、中部圏開発整備計画の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項について国土交通大臣に意見を述べることができる。
 第七条 削除

第四章 中部圏開発整備地方協議会

（中部圏開発整備地方協議会）

第八条 中部圏の開発及び整備に関する重要事項を調査審議するため、関係県は、その協議により規約を定め、共同して、中部圏開発整備地方協議会を設置する。前項の規定による関係県の協議については、当該県の議決を経なければならない。

2 中部圏開発整備地方協議会は、次に掲げる者をもつて組織する。
 一 関係県の知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の市長
 二 関係県及び関係指定都市の議会の議長
 三 関係市の市長（関係指定都市の市長を除く。）を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

四 関係市の議会の議長（関係指定都市の議会の議長を除く。）を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

五 関係町村の町村長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

六 関係町村の議会の議長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して指名する者

4 この法律に定めるもののほか、中部圏開発整備地方協議会の組織及び運営に關する必要な事項は、規約で定めるものとする。

第五章 中部圏開発整備計画

（中部圏開発整備計画の内容）

第九条 中部圏開発整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関する基本となるべき事項

二 都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項

三 次に掲げる事項で根幹となるべきものとして政令で定めるもの

一 中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関する事項

二 都市開発整備計画の内容

三 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項

四 公害の発生の防止に関する事項

五 教育文化施設の整備に関する事項

六 観光資源の開発、利用及び保全並びに文化財の保存に関する事項

七 その他中部圏の開発及び整備に関する事項

第十一条 中部圏開発整備計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

（中部圏開発整備計画の案の作成及び提出）
 十二 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て中部圏開発整備計画の案を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（中部圏開発整備計画の作成及び決定）

第十二条 中部圏開発整備計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。

1 国土交通大臣は、中部圏開発整備計画を作成するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 中部圏開発整備計画は、国土交通大臣が、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

3 国土交通大臣は、中部圏開発整備計画の決定をするに当たつて、中部圏開発整備計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見を聴くものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

4 国土交通大臣は、中部圏開発整備計画の決定をするに当たつて、中部圏開発整備計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見を聴くものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

5 国土交通大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、国土交通省令の定めるところにより公表しなければならない。

6 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、

7 前項の規定による申出があつたときは、国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(中部圏開発整備計画の変更)

第十二条 中部圏開発整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することができる。

2 関係県は前項に規定する事由に該当すると認めるときは、その協議により、国土交通大臣に對し、中部圏開発整備計画の変更の申出をすることができる。

3 前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の中部圏開発整備計画の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「審議会」とあるのは、「審議会及び関係県」と読み替えるものとする。

第六章 中部圏開発整備計画の実施

(都市整備区域の指定)

第十三条 國土交通大臣は、中部圏の地域内において、産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進度に応じ、都市の機能が十分に發揮されるよう計画的に基盤整備を行なう必要がある区域を都市整備区域として指定することができる。

2 國土交通大臣は、都市整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

3 都市整備区域の指定は、国土交通大臣が国土交通省令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

(都市開発区域の指定)

第十四条 國土交通大臣は、中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心的な都市として開発整備することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

(都市開発区域等の整備等に関する法律)

第十五条 前二条に定めるものほか、都市整備区域及び都市開発区域内における宅地の造成その他の都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(保全区域)

第十六条 國土交通大臣は、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、綠地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。

2 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。

3 保全区域の整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(事業の実施)

第十七条 中部圏開発整備計画に基づく事業は、この法律に定めるものほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、國、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力、勧告及び公表)

第十八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、中部圏開発整備計画の実施に關し、できる限り協力しなければならない。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、中部圏開発整備計画の実施に關し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置そ

の他中部圏開発整備計画の実施に關する状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に關する状況を公表しなければならない。

(中部圏開発整備計画に関する施策の立案及び勧告)

第十九条 國土交通大臣は、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて中部圏開発整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づく

いて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつてとられた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第二十条 國は、中部圏開発整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

第十二条 政府は、中部圏開発整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、國の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第二十二条 地方公共団体が中部圏開発整備計画を達成するため行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び當該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の國土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊綠地保全法、筑波研究園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る國の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。)又は水資源開発公團法(以下「國土総合開発法」と総称する。)の規定により國の機關がした許可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の國土総合開発法等の相当規定に基づいて、相當の國の機関がした許可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の國土総合開発法等の規定により國の機關に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の國土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の國の機関に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
2 第十一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十四条から第三十二条までの規定
昭和五十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定め
る日
一 略

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第一百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについて

2 の条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。
（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

（別に定める経過措置）

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(施行期日)
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一七年七月一九日法律第八九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

（中部圏開発整備法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日以後第五条の規定による改正後の中部圏開発整備法（以下この条において「新法」という。）第九条第一項の中部圏開発整備計画が新法第十二条第三項の規定により決定されるまでの間ににおいて、この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の中部圏開発整備法（以下この条において「旧法」という。）第十二条第三項の規定により決定されている旧法第九条第一項の中部圏開発整備計画（同項の基本開発整備計画に係る部分に限る。）を新法第十二条第三項の規定により決定された新法第九条第一項の中部圏開発整備計画とみなす。（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。